

「川崎市都市計画マスタープラン

川崎区構想、幸区構想 及び 中原区構想」

の改定案について

意見を 募集します!



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

● 募集期間

令和3年 5月25日(火)～令和3年 6月7日(月)まで(消印有効)

● 閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)、各区役所(市政資料コーナー)、大師支所、田島支所、日吉出張所、教育文化会館、幸市民館、中原市民館、川崎図書館(大師分館、田島分館含む)、幸図書館(日吉分館含む)、中原図書館、まちづくり局計画部都市計画課(明治安田生命川崎ビル5階)

● 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。なお、様式は自由ですが、別添の「意見書」をご活用ください。

- ① 郵送又は持参
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(明治安田生命川崎ビル5階)
- ② FAX 044-200-3969
- ③ 電子メール 50tosike@city.kawasaki.jp または
市ホームページの専用ページから、フォームメールにより送信⇒



※必ず「題名(【川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想、幸区構想及び中原区構想の改定案について】など)」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」、及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

※①、②については意見書の書式は自由です。

※電話や来庁による口頭での意見はお受けできませんのでご了承ください。

● その他

お寄せいただいたご意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、ご意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめたホームページ等で公表する予定です。



川崎市



お申し込み・お問合せ先
まちづくり局計画部都市計画課

TEL 044-200-2720

川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

⇒裏面もご覧ください

「川崎市都市計画マスタープラン 川崎区構想、幸区構想及び中原区構想」の改定案について

都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った都市の将来像を市民と共有し、計画的なまちづくりを進めるにあたっての指針となるもので、都市計画決定・変更を行う際や市民との協働のまちづくりを行う際などに活用されています。

「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想、幸区構想及び中原区構想」は、平成19年3月の策定から初めての改定となり、上位計画や関連計画の策定や改定、都市づくりを取り巻く環境の変化、市民参加により開催したワークショップでのご意見等を踏まえながら改定素案を策定し意見募集を実施しました。

この度、改定素案に対するご意見等を踏まえ改定案を策定しましたので、この改定案を縦覧し、市民の皆様からのご意見を募集します。

詳しくはこちらから

川崎市 都市計画マスタープランの見直しについて

検索

確認できます。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-1-9-1-3-0-0-0-0.html>



● 改定案の構成

第1部 改定の趣旨等	改定の背景や都市計画マスタープランの位置づけ、構成、改定の前提となる計画の要件を示します。
第2部 まちの現状	都市計画に関する基礎調査等の統計資料に基づき、まちの現状・課題を示します。
第3部 都市づくりの基本理念	上位計画の反映とともに、当初策定時の「区民提案」の理念を継承した、今後の「めざす都市像」や「都市づくりの基本方針」、「都市構造」などを示します。
第4部 分野別の基本方針	都市づくりの基本理念を踏まえ、「土地利用」、「交通体系」、「都市環境」、「都市防災」の分野別にまちづくりの方針を示します。
第5部 身近な生活圏別の 沿線まちづくりの考え方	駅を中心とした市民に身近な生活圏ごとに、第4部までに掲げるまちづくりの方針等を地域の特徴等とともに整理して示します。
第6部 計画の実現・推進方策	市民、事業者、行政の役割分担や計画の推進についての考え方を示します。



● 検討の経緯と今後のスケジュール

平成31・令和元(2019)年度

令和2(2020)年度

令和3(2021)年度

